

令和 8 年度 地籍 第 4 号

四万十市右山元町一丁目他 4 地区の一部地区地籍調査業務

(F II-2・G・H工程) (繰越)

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、四万十市（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する、令和 8 年度 地籍 第 4 号 四万十市右山元町一丁目他 4 地区の一部地区地籍調査業務（F II-2・G・H工程）（繰越）（以下「本業務」という。）を行う場合に適用する。

(法令等の適用)

第 2 条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 国土調査法（改正：令和 2 年 9 月 29 日法律第 12 号）
- (2) 国土調査法施行令（改正：令和 2 年 9 月 29 日政令第 183 号）
- (3) 基準点測量作業規程準則（改正：令和 5 年 3 月 31 日国土交通省令第 250 号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（改正：令和 2 年 9 月 29 日国土交通省令第 79 号）
- (5) 同運用基準（改正：令和 5 年 6 月 16 日国不籍第 136 号）
- (6) 地籍図作成要領（制定：令和 3 年 3 月 2 日国不籍第 489 号）
- (7) 地籍簿作成要領（制定：令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 581 号）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
(改正：令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 578 号)
- (9) 同細則
(改正：令和 5 年 6 月 19 日国不籍第 148 号)
- (10) 地籍調査事業（外注型）実施要領
(改正：平成 18 年 3 月 31 日国土国 362 号)
- (11) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (12) 測量法（改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (14) その他関係法令及び地籍調査必携 2024 年度版参照

(疑 義)

第3条 受託者（以下「受注者」という。）が、本業務実施にあたり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ指示を受けるものとする。

（作業計画の承認）

第4条 受注者は、作業実施に先立ち、下記に示す書類を提出し、承認を得るものとする。また、変更のあった時は直ちにその旨文書で報告すること。
なお、本業務の管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。また地籍主任調査員若しくは地籍調査を行う上で十分な知識と経験を有すると実施主体が認めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届

（身分証明書）

第5条 受注者は、本業務作業の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し関係人の請求があればこれを呈示すること。

- 2 受注者は業務終了後速やかに身分証明書を発注者に返納すること。

（守秘義務）

第6条 受注者は、業務の遂行上知り得た事項については、本契約有効期間のみならず、その終了後も第三者へ一切漏洩してはならない。

（使用機械）

第7条 本業務作業に使用する機械は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機械名及び同検定証明書を記載した書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

（工程管理）

第8条 本業務作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規定により実施するものとする。

- 2 受注者は毎週の業務の進捗状況を、週報告書で提出するものとする。なお、本業務実施中に受注者は、発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

（資料の貸与及び返却）

第9条 受注者は、貸与品及び支給品について、その受払い状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

なお、盗難、破損を生じた時は、監督職員の承認する代品を納めること。

- 2 支給品の残余は、監督職員に報告し、その指示に従い所定の場所へ返却すること。

(損害の補償)

第10条 本業務実施にあたり、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償すること。

(保安)

第11条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう次の事項により、作業しなくてはならない。

- 2 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せのうえ施行すること。
- 3 本業務従事者は、常に言動には注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- 4 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

第2章 業務の概要

(業務概要)

第12条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査を地上法により実施するものとする。

- 2 本業務では、発注者が所有する『令和7年度 地籍 第1号 四万十市右山元町一丁目他4地区の一部地区地籍調査業務(C・E2・FⅠ・FⅡ-1工程)』の成果品を基に作業を行うものとするため、その資料、データ等の貸与については、監督職員に申し出ること。

(業務実施区域)

第13条 本業務の実施区域は、別添位置図のとおりとする。

(作業数量等)

第14条 本業務の作業数量は、別添設計書のとおりとする。

(作業工程)

第15条 本業務で実施する工程は、次のとおりとする。

- (1) FⅡ-2工程 (原図の作成)

- (2) G 工 程 (地積測定)
- (3) H 工 程 (地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図の作成)
- (4) H2 工 程 (地籍図及び地籍簿の閲覧)

(精度及び縮尺)

第 16 条 本業務の精度及び縮尺は次のとおりとする。

- (1) 精度 甲 3
- (2) 縮尺 1/500

(作業の準備)

第 17 条 受注者は、作業着手に先立ち作業の方法、使用器械、作業工程等について検討し、適切な作業工程を立案し、これを発注者に提出して、その承認を得るものとする。

(FⅡ-2 工程：原図の作成)

第 18 条 本作業は、原図の作成の工程とし以下次の点を考慮のうえ、作業するものとする。

- (1) 地籍図原図の作成は、規程されている精度を保持できるプロッタを用いて作成するものとする。
- ~~(2) 原図、筆界点番号図、地籍図一覧図の用紙は、ポリエステル・フィルム(マイラー)とする。~~
- (3) 受注者は、本仕様書及び地籍図の様式を定める省令等に明示されていない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ指示を受けるものとする。

(G 工程：地積測定)

第 19 条 本作業は、地積測定の工程とし次の点を考慮のうえ、作業するものとする。

- (1) 地積測定は、各筆界点の座標値による座標法により、各筆の面積を求積するものとする。
- (2) 面積計算簿には、地番、面積、筆界点番号、筆界点座標、筆界点間の計算辺長、筆界点間の方向角を含めるものとする。ただし、地番の付いていない長狭物については、管理番号を付し、他と区別できるようにするものとする。

(H 工程：地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図の作成)

第 20 条 本作業は、地籍図及び地籍簿の作成の工程並びに地籍図複図の作成の工程とし、以下次の点を考慮のうえ、作業するものとする。

- (1) 地籍調査票の整理については、地籍調査票作成要領（平成 14 年 1 月 16 日付け国土国第 432 号国土交通省土地・水資源局長通知（平成 30 年 3 月 29 日国土籍第 455 号最終改正））に基づき点検整理を行うものとする。
- (2) 地籍簿案の作成については、地籍調査作業規程準則に定めるもののほか、地籍簿案の作成要領（昭和 49 年 8 月 5 日付け 49 国土国第 3 号国土庁土

地局長通達（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 592 号最終改正））によるものとする。

なお地籍簿の規格として用紙は A4 サイズ・文字の大きさは 12 ポイントとすること。

- (3) 誤り等訂正については、国土調査法第 17 条第 2 項の規定による申し出があった場合には、発注者と十分な打合せを行い、適正な処理をするものとする。
- (4) 地籍図複図は地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなくかつ鮮明であること。
- (5) ~~地籍図複図に用いる原図材料は、ポリエステル・フィルム（マイラー）により作成するものとし、十分な耐久性が保証されていること。~~

（H2 工程：地籍図及び地籍簿の閲覧）

第 21 条 本作業は、国土調査法 17 条の規定による地図及び簿冊の閲覧用務である。

- (1) 閲覧期間は 20 日間とし、閲覧日時、場所等については、監督職員の指示により決定し、土地所有者に通知すること。
- (2) 閲覧期間は 20 日間とし、うち受注者の技術者の配置は以下の通りとする。

測量技師	14 日
測量技師補	14 日
測量助手	7 日

第 3 章 検査及び成果品

（検査及び成果品の品質保証）

第 22 条 作業の成果品は、定められた規定等の諸条件を満たしていなければならない。

- 2 受注者は、全作業完了時において、十分な社内検査を行ったあと、発注者の検査を受けるものとする。なお、中間においても、発注者の指示がある時は工程毎の検査を受ける場合もある。
- 3 作業完了後に、受注者の過失又は、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに補足・訂正するものとする。

（成果品）

第 23 条 本業務で納入する成果品は次のとおりとし、（正）・（副）2 部作成すること。なお、（副）については、電子媒体（CD-R、DVD-R）で作成し、完成検査後受注者が永久保管するものとする。

なお、紙媒体による納品が不要なものについては、発注者と協議を行い、決定すること。

作業工程	成 果 品
各工程共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ 作業日誌（週報） ④ 打ち合わせ記録簿 ⑤ その他工程上必要な資料及び監督職員の指示するもの。
FⅡ-2工程 原図の作成	① 地籍図原図 ② 筆界点番号図 ③ 地籍図一覧図 ④ 地籍図明細図（必要な場合）
G工程 地積測定	① 地積測定成果簿 ② 地積測定観測計算諸簿 ③ 精度管理表 ④ 筆界点座標値等の電子媒体（CD-R）
H工程 地籍図及び 地籍簿の作成、 地籍図複図の作成	① 地籍調査票（点検・整理） ② 地籍簿（地番順、処理別） ③ 地籍図複図（2部）
H2工程 地籍図及び地籍簿 の閲覧	① 閲覧受付簿 ② 閲覧名寄帳 ③ 異議申立書（該当がある場合） ④ その他の資料等、監督職員が必要と認めるもの

2 受注者は、成果品とする電子媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その電子媒体は、発注者が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。

なお、電子媒体は、地籍フォーマット2000とし、業務名称・作成年日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

第4章 個人情報の保護について

（個人情報の保護）

第24条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報保護制度に関するアドバイス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第5章 その他

(その他)

第25条 法務局備付けの公図、地積測量図、登記事項要約書（閉鎖登記簿・土地台帳含む）の交付又は、閲覧する時は、発注者の指定する様式に記入のうえ確認すること。

- なお、この時の申請費用等については発注者が負担（公用）するものとするので、その都度所定の申請様式に記入のうえ監督職員に申し出ること。
- 2 本業務遂行にあたる、通知文等の郵便料については発注者が負担するものとする（案内資料等は受注者が作成する）。
 - 3 国土調査法第19条第1項の規定による認証の請求及び同条第3項の規定による認証の承認申請にあたって、各々の添付書類等の作成についても、本業務に含むものとする。
 - 4 上記以外の事項については、発注者と受注者間において協議を行い、決定するものとする。